

構成員提出資料

藤 林 構 成 員	1
相 澤 構 成 員	7

藤林構成員提出資料

乳幼児家庭養育原則プランシミュレーション（試案）

1 現状

(1) 0～6歳の措置児童数（平成25年2月1日）

(1) 在籍児童の年齢（平成25年2月1日現在）

（単位：人、％）

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児 短期治療施設		児童自立 支援施設		母子生活 支援施設		ファミリー ホーム		自立援助ホーム	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳	111	2.4%	875	27.8%	2	0.0%	-	-	-	-	222	3.7%	3	0.4%	-	-
1歳	140	3.1%	1,118	35.5%	30	0.1%	-	-	-	-	366	6.1%	10	1.2%	-	-
2歳	203	4.5%	783	24.9%	366	1.2%	-	-	-	-	428	7.1%	20	2.4%	-	-
3歳	240	5.3%	268	8.5%	933	3.1%	-	-	-	-	461	7.7%	30	3.6%	-	-
4歳	214	4.7%	77	2.4%	1,299	4.3%	-	-	-	-	476	7.9%	32	3.9%	-	-
5歳	246	5.4%	20	0.6%	1,417	4.7%	2	0.2%	-	-	476	7.9%	40	4.8%	-	-
6歳	255	5.6%	5	0.2%	1,598	5.3%	4	0.3%	-	-	452	7.5%	32	3.9%	-	-
7歳	220	5.0%	1	0.0%	1,556	5.2%	27	2.2%	-	-	413	6.9%	36	4.3%	-	-
8歳	255	5.6%	-	-	1,712	5.7%	48	3.9%	3	0.2%	378	6.3%	46	5.5%	-	-
9歳	240	5.3%	-	-	1,910	6.4%	80	6.5%	7	0.4%	363	6.0%	47	5.7%	-	-
10歳	231	5.1%	-	-	2,022	6.7%	114	9.2%	26	1.6%	336	5.6%	45	5.4%	-	-
11歳	264	5.8%	-	-	2,101	7.0%	128	10.4%	46	2.8%	330	5.5%	50	6.0%	-	-
12歳	261	5.8%	-	-	2,283	7.6%	171	13.8%	106	6.3%	296	4.9%	59	7.1%	-	-
13歳	249	5.5%	-	-	2,242	7.5%	166	13.4%	254	15.2%	233	3.9%	61	7.4%	-	-
14歳	251	5.5%	-	-	2,414	8.1%	175	14.2%	514	30.8%	238	4.0%	72	8.7%	-	-
15歳	261	5.8%	-	-	2,471	8.2%	159	12.9%	569	34.1%	200	3.3%	54	6.5%	11	2.9%
16歳	290	6.4%	-	-	2,130	7.1%	68	5.5%	80	4.8%	138	2.3%	57	6.9%	74	19.7%
17歳	311	6.9%	-	-	1,861	6.2%	54	4.4%	40	2.4%	114	1.9%	70	8.4%	103	27.4%
18歳以上	282	6.2%	-	-	1,607	5.4%	39	3.2%	25	1.5%	84	1.4%	65	7.8%	188	50.0%
総数※	4,534	100%	3,147	100.0%	29,979	100.0%	1,235	100.0%	1,670	100.0%	6,006	100.0%	829	100%	376	100.0%
平均年齢	9.9歳		1.2歳		11.2歳		12.7歳		14.1歳		7.4歳		11.2歳		17.5歳	

	里親	ファミリーホーム	乳児院	児童養護施設	合計
0～6歳	1409	167	3146	5645	10367
	1576（家庭養育）		8791（施設養育）		15.2%

*乳幼児の里親委託率は15.2%

(2) 入所期間

(5) 在所期間別在籍児童数 (平成27年3月1日現在在籍児童)

(単位: 人、%)

区分	里親		乳児院		児童養護施設		情緒障害児短期治療施設		児童自立支援施設	
	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
1年未満	1,136	23.9%	1,535	48.0%	4,556	15.7%	430	32.2%	871	52.5%
1年以上 2年未満	681	14.3%	947	29.6%	3,764	13.0%	309	23.2%	606	36.6%
2年以上 3年未満	558	11.7%	538	16.8%	3,205	11.1%	257	19.3%	137	8.3%
3年以上 4年未満	530	11.1%	142	4.4%	2,721	9.4%	147	11.0%	36	2.2%
4年以上 5年未満	345	7.2%	26	0.8%	2,441	8.4%	90	6.7%	8	0.5%
5年以上 6年未満	264	5.5%	7	0.2%	2,023	7.0%	34	2.5%	0	0.0%
6年以上 7年未満	215	4.5%	2	0.1%	1,868	6.4%	27	2.0%	0	0.0%

* 乳児院の入所児童のうち、52%が1年以上入所

* 児童養護施設の入所児童(0~6歳)の、入所期間別児童数は不明

(3) 乳児院から児童養護施設への措置変更

(11) 乳児院の入退所の状況 (平成26年度中)

(単位: 人)

平成26年度新規入所児童数 (新規又は措置変更)				平成26年度退所児童数							
他の児童福祉施設	家庭から	その他	計	解除							変更
家庭環境改善	児童の状況改善	普通養子縁組	特別養子縁組	死亡	その他	計	他の児童福祉施設等				
118	1,634	406	2,158	1,007	24	27	50	10	47	1,165	1,094
変更前の内訳					変更後の内訳						
他の乳児院	母子生活支援施設	里親	ファミリーホーム	その他	他の乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	里親	ファミリーホーム	母子生活支援施設	その他
67	11	37	2	1	30	705	2	264	25	9	59

* 乳児院から児童養護施設に措置変更になる児童数は705人

2 「新しい社会的養育ビジョン」に沿った乳幼児の措置方針

- (1) 新規措置は、原則家庭養育（特に乳児は里親委託）
施設に措置する場合は特別な場合に限る
- (2) 新規措置した子どもの、長期入所の抑制（数ヶ月を超える場合は里親委託）
- (3) 現在、長期入所の子どもの家庭養育への措置変更
※特に、乳児院から児童養護施設への措置変更は原則停止

3 乳幼児家庭養育原則にすることで必要となる里親養育のキャパシティ

シミュレーション上、2の(2)と(3)の、乳児院の6ヶ月以上、児童養護施設の1年以上になる場合に、里親委託と仮定。

		里親	FH	乳児院	児童養護施設	合計
0～6歳		1409	167	3146	5645	10367
入所期間	半年未満			$3146 \times 0.48 \times 0.5$ =755	1622 (家庭から措置)	
	半年～1年			$3146 \times 0.48 \times 0.5$ =755	600 (乳児院から措置 変更になった3歳児)	
	1年以上			3146×0.52 =1636	$600 \times 3 = 1800$ (乳児院から措置 変更になった4～6歳児) 1622 (家庭から措置)	6413

* 0.52 は、乳児院の入所期間1年以上の率。半年以上の児童数は1年未満の児童数の半分と仮定。

* 乳児院から児童養護施設に措置変更となった児童数700人のうち15%が家庭復帰し、85% (600人) が就学時まで入所継続したと仮定。

* 家庭から児童養護施設に措置され、1年以上入所している児童数は不明。そこで、家庭から児童養護施設に措置された子ども (5645-2400=3245) の半数が1年以上入所と仮定すると、1622人

黄色の数字が施設入所児童数から里親委託児童数に移行していく児童数

乳児院6ヶ月以上、児童養護施設1年以上（乳児院から措置変更になった子どもも含めて）入所している子どもは、10367人中6413人と推計。

児童 6413 人分の養育里親のキャパシティを確保できたとして、7年後の乳幼児の児童数の分布は下記のとおり。里親委託率は 77%。(なお、特別養子縁組に 500 人が移行すると仮定すると 75%)

	里親	ファミリーホーム	乳児院	児童養護施設	合計
0～6歳			755	1622	10367
	7989 (1576+6413)		2377 (8791-6413)		77%

6413 人の養育里親のキャパシティを 7 年間で新たに確保するためには、毎年 916 人の養育里親を新規に登録し委託できることが条件。人口 120 万人の都道府県・政令市で換算すると、年間 9 人程度の確保が必要。

過去の里親委託児童数の増加は、年間 200～400。乳幼児の里親だけで年間 916 人増やすためには、リクルート手法の質的転換とフォスタリング機関の整備が必須。

また、現在でもできることとして、未委託里親の活用、親族里親の都道府県格差の解消、里親支援専門相談員のリクルート面での活用が考えられる。

(8) 里親等委託率の推移

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親等委託率は、平成 15 年の 8.1%から、平成 27 年 3 月末には 16.5%に上昇
- 少子化社会対策大綱（平成 27 年 3 月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成 31 年度までに 22%に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成 15 年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成 16 年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成 17 年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成 18 年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成 19 年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成 20 年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成 21 年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成 22 年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成 23 年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成 24 年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成 25 年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成 26 年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100

※1 「里親等」は、平成 21 年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で 5～6 人の児童を養育)を含む。ファミリーホームは、平成 26 年度末で 257 か所、委託児童 1,172 人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成 22 年度は福島県分を加えた数値。

(資料)福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ(各年度末現在)

里親等委託率

里親支援専門相談員 280 箇所のうち、里親の新規開拓業務に関与している割合は、75%。1年間で新規開拓し登録された里親は 188 人、実際に委託された里親は 28 人（15%）

(2) 里親支援専門相談員が関与している業務の状況

業務内容	関与している施設数	
	児童養護施設 (212か所)	乳児院 (68か所)
1 里親の新規開拓（説明会の開催や施設に招き入所児童と触れ合う取組（ボランティア）なども含む）	166(78.3%)	45(66.2%)
2 里親候補者の週末里親等の調整	139(65.6%)	20(29.4%)
3 里親への研修	180(84.9%)	60(88.2%)
4 里親委託の推進（里親へ措置変更が考えられる児童のリストアップや児童相談所への働きかけを行うことなど）	159(75.0%)	62(91.2%)
5 里親家庭への訪問及び電話相談	192(90.6%)	68(100.0%)
6 レスパイト・ケアの調整	114(53.8%)	49(72.1%)
7 里親サロンの運営	124(58.5%)	43(63.2%)
8 里親会の活動への参加勸奨及び活動支援	194(91.5%)	60(88.2%)
9 アフターケアとしての相談	149(70.3%)	66(97.1%)

1. 里親支援専門相談員の活動状況等について

(1) 里親支援専門相談員の配置状況等

① 平成25年度～平成27年度（3年間）の里親支援専門相談員配置状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成27年度末 (未配置)	合計
児童養護施設	122か所(30.4%)	180か所(44.9%)	212か所(52.9%)	189か所(47.1%)	401か所(100.0%)
乳児院	37か所(36.6%)	61か所(60.4%)	68か所(67.3%)	33か所(32.7%)	101か所(100.0%)

② 里親支援専門相談員が中心となって開拓し新規に登録となった里親数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
児童養護施設	36人	105人	115人	256人
乳児院	40人	78人	73人	191人

③ 施設から里親委託に措置変更になった子どもの人数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
児童養護施設	51人	66人	81人	198人
乳児院	137人	192人	208人	537人

④ ③の里親委託に措置変更になった子どものうち、施設職員が中心となって開拓し、登録となった里親に委託した子どもの人数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
児童養護施設	4人(7.8%)	10人(15.2%)	10人(12.3%)	24人(12.1%)
乳児院	11人(8.0%)	15人(7.8%)	18人(8.7%)	44人(8.2%)

相澤構成員提出資料

○里親及び委託児童の推移

	(A) 登録里親数	(B) 委託里親数	委託児童数	B/A (%)
平成				
5	8,090	2,083	2,561	25.7
6	8,044	2,029	2,475	25.2
7	8,059	1,940	2,377	24.1
8	7,975	1,841	2,242	23.1
9	7,760	1,725	2,155	22.2
10	7,490	1,697	2,132	22.7
11	7,446	1,687	2,122	22.7
12	7,403	1,699	2,157	23.0
13	7,372	1,729	2,211	23.5
14	7,161	1,873	2,517	26.2
15	7,285	2,015	2,811	27.7
16	7,542	2,184	3,022	29.0
17	7,737	2,370	3,293	30.6
18	7,882	2,453	3,424	31.1
19	7,934	2,582	3,633	32.5
20	7,808	2,727	3,870	34.9
21	7,180	2,837	3,836	39.5
22	7,669	2,971	3,876	38.7
23	8,726	3,292	4,295	37.7
24	9,392	3,487	4,578	37.1
25	9,441	3,560	4,636	37.7
26	9,949	3,644	4,731	36.6
27	10,679	3,817	4,973	35.7

資料：福祉行政報告例 [各年度3月31日現在]